



(変更前)

<前略>

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、並びに、SBIHDとの間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

(変更後)

<前略>

以上を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨、及び当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨、並びに、SBIHDとの間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

その後、当社が2026年9月30日付で公表いたしました「(変更)「SBI NM合同会社(SBIホールディングス株式会社の完全子会社)による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更について」にてお知らせしましたとおり、公開買付者は、2026年9月30日、公開買付期間を2026年10月15日まで延長し、合計30営業日とすることを決定いたしました。そこで、当社は、2026年9月30日、本大株主の代理人に対し、本公開買付けの公開買付期間が延長されることを連絡するとともに、当社が本大株主から経営サポートを受ける可能性に関する当社の検討経緯等に関して本大株主から受領した確認書に対する当社の回答書を送付したところ、これに対し、同年10月1日、本大株主の代理人から、本大株主としては、上記延長が行われる前の本公開買付けに係る公開買付期間中当社株式の売買を控えていたが、当該経営サポートに関連して当社株式の自由な売買が制限される本大株主の不利益について真摯に検討していない当社執行サイドの意向に付き合うことはできず(本大株主の代理人から連絡を受けた原文ママ)、また、当社株式の買付けを再開してもSBIHDの利益を害することはなく、むしろ一般株主の利益に資するとの判断に至ったため、同月2日以降、本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して当社株式の買付けを再開する旨の連絡を受領しております。当社は、当該経営サポートに関連して本大株主に生じ得る不利益も考慮しながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から真摯に検討及び対応を行ってまいりましたが、こうした当社の考えと本大株主との間で見解の相違が生じております。

以上